

## 北九州市リユース食器貸出要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、北九州市が所有する繰り返し使用できる飲食用容器（以下「リユース食器」という）の貸出を通じて、ごみの減量化、ごみの散乱防止、リユース意識の啓発を図ることを目的とする。

### （貸出対象団体および要件）

第2条 北九州市内に活動拠点をおく団体を対象に、同団体が市内で主催する営利を目的としないイベント等で、リユース食器を使用することで、ごみの減量化、ごみの散乱防止、リユース意識の啓発が期待される場合に貸出するものとする。

### （貸出期間）

第3条 リユース食器の貸出期間は、原則として貸出を受けたリユース食器を使用するイベント等の開催日に前後各3日以内を加えた日数とする。ただしその日数に休日は含まないものとする。

### （貸出費用）

第4条 リユース食器の貸出は、無料とする。

### （貸出数）

第5条 リユース食器の貸出数は、市の在庫を限度とする。

### （貸出申請）

第6条 リユース食器の貸出予約は、使用予定日の6ヶ月前から1週間前までの間に、先着で受け付けるものとする。利用者は、貸出予約後、速やかに「リユース食器貸出申請書」（第1号様式）を提出しなければならない。

### （貸出決定）

第7条 リユース食器貸出は、前条の申請を受け、この要綱で定める貸出要件に適合するかを審査して決定する。なお、貸出期間、貸出数に対して、利用者が重複した場合は、先着順により決定する。

2 前項の審査結果は、「リユース食器貸出決定通知書」（第2号様式）または「リユース食器貸出不決定通知書」（第3号様式）により申請者へ通知する。

### （貸出品の引渡）

第8条 前条により貸出決定通知を受けた者は、貸出日当日、市が指定する市内のリユース食器保管場所にて貸出品の引渡を受けるものとする。その際、「リユース食器貸出受領書」（第4号様式）に引渡を受けた貸出品の内容を記入し、市が指定する立会人に提出するものとする。

### （貸出された場合の遵守事項）

第9条 前条によりリユース食器の貸出を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出品を丁寧に使用し、衛生的に管理保管すること。
- (2) 貸出品を申請した利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 貸出品を転貸しないこと。
- (4) 環境局担当者から、貸出品の利用現場を現況調査する旨の連絡を受けたときは、調査に協力すること。
- (5) その他、貸出品の使用に当たって環境局担当者の指示にしたがうこと。

(返却・利用報告)

第10条 リユース食器の貸出を受けた者は、使用后、十分に洗浄の上、貸出を受けたときの状態に戻して返却しなければならない。返却の際は、「リユース食器利用報告書」(第5号様式)を提出するものとする。

(紛失・破損の対応)

第11条 環境局長(以下「局長」とする。)は、リユース食器の貸出を受けた者が、これを故意に紛失・破損した場合は、同等品を代替品として納入することを指示することができる。

(貸出の取消)

第12条 局長は、リユース食器の貸出を受けた者が次の各号の一に該当するときは、リユース食器の貸出を取り消すことができる。

- (1) 第2条の貸出要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第9条の遵守事項に違反したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、貸出することが適当でないと認められるとき。
- (4) その他、本要綱の目的から局長がリユース食器を貸出す必要がないと認めたとき。

2 前項によりリユース食器貸出の取消しを決定した場合は、「リユース食器貸出取消決定通知書」(第6号様式)により、申請者に通知する。

(貸出品の返却)

第13条 リユース食器の貸出を受けた者が次の各号の一に該当するときは、速やかにリユース食器を返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が満了したとき。
- (2) 前条により、貸出を取り消されたとき。
- (3) その他局長から返却を指示されたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度局長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。